

吹田市環境物品等調達方針



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

令和8年（2026年）4月

目次

1	目的	1
2	適用範囲	1
3	基本的な考え方	2
4	環境物品等の判断基準等	2
5	リユース品の調達	2
6	目標	3
7	グリーン購入実績の把握等	4
8	グリーン購入手順（財務会計システム入力方法）	5
9	推進体制	8
10	進行管理及び公表	8
11	検討体制	8
12	市民・事業者へのグリーン購入促進	8

別記

(1)	紙類	10
(2)	文具類	11
(3)	オフィス家具等	17
(4)	画像機器等	18
(5)	電子計算機等	19
(6)	オフィス機器等	20
(7)	移動電話等	21
(8)	家電製品	22
(9)	エアコンディショナー等	23
(10)	温水器等	24
(11)	照明	25
(12)	自動車等	26
(13)	消火器	28
(14)	制服・作業服等	29
(15)	インテリア・寝装寝具	30
(16)	作業手袋	31
(17)	その他繊維製品	32
(18)	設備	33
(19)	災害備蓄用品	34

(20) 公共工事	35
(21) 印刷物 (外部発注)	40
(22) 役務	44
(23) ごみ袋等	45
参考 (環境ラベル一覧)	46
グリーン購入不実施理由書 (様式1)	52

1 目的

地球温暖化問題や廃棄物問題等、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済活動に起因している。限りある資源を持続的に活用し、将来世代に引き継ぐためには、経済社会のあり方そのものを見直し、持続可能なものに変革することが不可欠である。そのためには、あらゆる分野において、環境負荷の低減に努めることが必要であり、組織の調達行動においても、環境の負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）への需要の転換を促進していかなければならない。

日本では、平成12年（2000年）5月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」（グリーン購入法）が制定され、国等の機関をはじめ、地方公共団体、事業者等において、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく、環境や社会への影響を考え、環境負荷ができるだけ小さく、かつ社会面に配慮した製品やサービスを、環境負荷の低減や社会的責任の遂行に努める事業者から優先的に購入する、いわゆるグリーン購入の考え方や取組が普及し、一定の成果があがっている。

また、国際社会では、平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標の一つに持続可能な消費と生産形態の確保が盛り込まれ、持続可能な社会を構築する手段の一つとして、グリーン購入の重要性が再認識されている。

本市は、平成15年（2003年）に本方針を策定し、グリーン購入の推進に努めてきたところであるが、このような社会情勢を踏まえ、令和2年（2020年）に、本方針を見直し、職員がより一層グリーン購入に取り組みやすい環境の整備を行った。その後、国の環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定などを受けて、本方針の改定を行っているところである。本市が率先してグリーン購入に取り組むことで、環境物品等の市場形成や開発の促進に寄与し、持続可能な社会の構築に貢献するとともに、事業者や市民へのグリーン購入の普及促進を図ることを目的としている。

2 適用範囲

適用範囲については、「SUITA MOTTANOCITY ACTION PLAN（以下「SMAP」という。）」に準拠する。本市の外郭団体及び本市が委託を行い施設管理等の業務を行っている委託業者等に対しても本方針の取組の実施を要請するが、実績の把握については対象外とする。

3 基本的な考え方

物品等を調達する際は、次の要件を考慮して選択し、発注等にあたっては、「MOTTAINAI（もったいない）」精神を持って、その必要性を吟味するとともに、適正な量の発注に努めるものとする。

- (1) 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- (2) 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- (3) 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
- (4) 長期間の使用ができること。
- (5) リユース（再使用）が可能であること。
- (6) リサイクル（再生使用）が可能であること。
- (7) 再生された素材や再使用された部品を多く使用していること。
- (8) 廃棄されるときに、処理や処分が容易なこと。
- (9) 可能な限りワンウェイプラスチック等の使い捨て製品を選択しないこと。
- (10) 大阪府能勢町産材をはじめとした府内産材を中心に国産木材を利用した木材製品の導入に努めること。
- (11) 温室効果ガスの排出量が少ない製品を優先的に選択するよう努めること。
- (12) レンタル、リース、シェアリングの活用等の物品等の合理的な使用に努めること
- (13) その他、環境への負荷の低減に資するものであること。
(例：CFP（カーボンフットプリント）やエコリーフ、カーボン・オフセット認証ラベル、SuMPO EPD などの環境ラベルが付されているもの。)

4 環境物品等の判断基準等

環境物品等の種類、対象品目、具体的な判断基準等は、別記で定める。

別記で定める判断基準を満たす環境物品等を調達することをグリーン購入とする。

5 リユース品の調達

吹田市第3次一般廃棄物処理基本計画では、「2R（リデュース・リユース）を優先したごみ減量」を重点施策として掲げ、ごみの発生抑制を優先する社会への転換を目指している。リユース品の購入は、製品の新たな製造を抑制し、資源やエネルギーの消費を減らすことに繋がることから、グリーン購入対象品目におけるリユース品の購入は、環境ラベルの有無に関わらず、グリーン購入適合とする。

リユース品の購入方法については、全庁公開フォルダ（環境部→環境政策室→01 計画→グリーン購入（吹田市環境物品等調達方針）→リユース品の購入）に保存している。

6 目標

令和12年度（2030年度）までに、以下の目標値の達成を目指す。

(1) グリーン購入率の目標値

100%

(2) 分野別グリーン購入率の目標値

番号	分野	目標値
1	紙類	100%
2	文具類	100%
3	オフィス家具等	100%
4	画像機器等	100%
5	電子計算機等	100%
6	オフィス機器等	100%
7	移動電話等	100%
8	家電製品	100%
9	エアコンディショナー等	100%
10	温水器等	100%
11	照明	100%
12	自動車等	100%
13	消火器	100%
14	制服・作業服等	100%
15	インテリア・寝装寝具	100%
16	作業手袋	100%
17	その他繊維製品	100%
18	設備※	—
19	災害備蓄用品	100%
20	公共工事※	—
21	印刷物（外部発注）	100%
22	役務※	—
23	ごみ袋等	100%

※ 設備、公共工事及び役務については、目標値を定めず、調達の可能性及び必要性並びに予算を勘案し、調達の推進に努めるものとする。

$\text{グリーン購入率 (\%)} = \frac{\text{グリーン購入実施品目}}{\text{対象品目}} \times 100$ $\text{対象品目} = \text{グリーン購入実施品目} + \text{グリーン購入未実施品目}$

7 グリーン購入実績の把握等

以下のとおりグリーン購入の実績を把握し、継続的な改善に努めるものとする。

(1) 実績把握の項目

- ア 物品等の総調達件数及び総調達金額
- イ グリーン購入実施件数及び金額
- ウ グリーン購入不実施件数及び金額
- エ グリーン購入実施件数の総調達件数に占める割合
- オ グリーン購入実施金額の総調達金額に占める割合
- カ グリーン購入不実施の理由

(2) 実績把握の方法

毎年度、契約検査室が全室課（水道部除く。）の前年度の物品等調達実績を財務会計システムから抽出し、環境政策室が集計するものとする。水道部の前年度の物品等調達実績については、水道部企画室がとりまとめ、4月末日までに環境政策室に報告し、環境政策室が集計するものとする。

また、毎年度、各室課において、前年度にグリーン購入の不実施があるときは、グリーン購入不実施理由書（様式1）を6月末日までに環境政策室に提出するものとする。

(3) グリーン購入の促進

環境政策室は、グリーン購入率が低い室課に対して、取組状況を点検し、適宜助言及び情報提供等を行い、グリーン購入の促進を図るものとする。

また、グリーン購入の実績については、SMA P推進本部会議で報告するとともに、環境白書や吹田市ホームページ等で公表するものとする。

8 グリーン購入手順（財務会計システム入力方法）

・水道部以外の部局における購入方法（水道部は次ページを参照のこと。）

製品やサービスを購入する前に、「MOTTA I N A I」精神を持って、必要性を十分に検討したか。

（在庫の確認はしたか。適正な量の発注か検討したか。修繕を検討したか。）

購入する
必要がある

購入する
必要がない

購入をやめる。

購入する物品は、吹田市環境物品等調達方針の対象品目か。

はい

いいえ

吹田市環境物品等調達方針を確認し、判断基準を満たす製品を選択したか。

・グリーン購入の対象外のため、調達実績の報告は必要ない。
・ただし、吹田市環境物品等調達方針に基づき、可能な限り環境に配慮した製品を選択する。
・物品明細のグリーン購入の項目で、「対象外（グ無5）」を選択する。
（分野番号及び購入可否は選択しない）

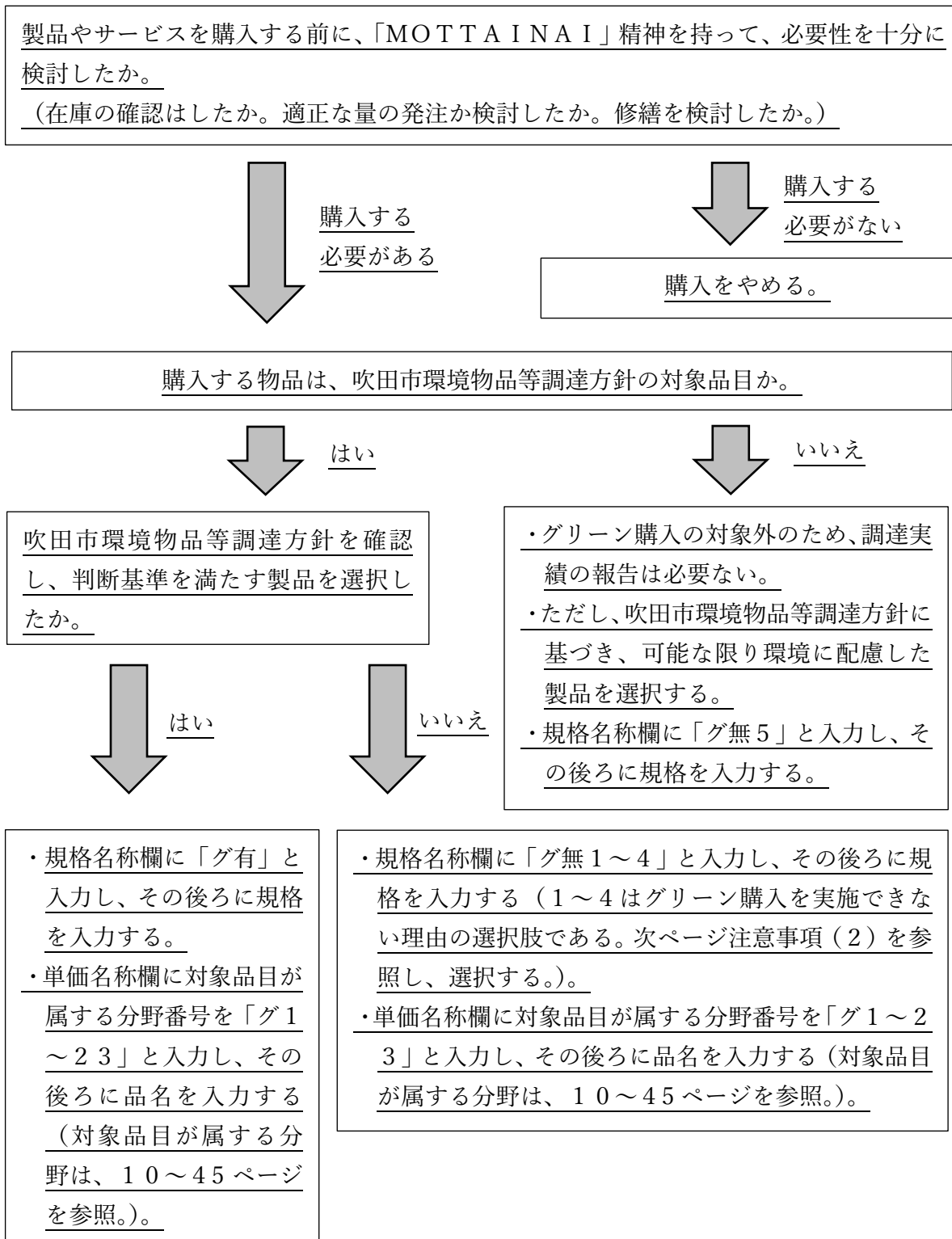
はい

いいえ

・物品明細のグリーン購入の項目で、「対象」を選択する。
・対象品目が属する分野番号をプルダウンから選択し、購入可否から「グ有：グリーン購入適合」を選択する。
・リユース品を購入する場合は、購入可否から「グ有：グリーン購入適合」を選択する。

・物品明細のグリーン購入の項目で、「対象」を選択する。
・対象品目が属する分野番号をプルダウンから選択し、購入可否から「グ無1」から「グ無4」（次々ページ注意事項（2）参照）を選択する。
・「グ無4（その他の理由）」を選択する場合は、理由欄にグリーン購入できない理由を入力する。

・水道部における財務会計システムへの入力方法



【注意事項】

- (1) 単価契約物品は、あらかじめグリーン購入適合の有無が確認されている。単価契約物品を購入する場合は、前ページ及び前々ページのフローに沿った検討は不要だが、在庫の確認や修繕の検討を行う等、必要性を十分検討したうえで購入する。
- (2) 吹田市環境物品等調達方針に掲載された品目であるが、グリーン購入を実施できない理由は、以下の選択肢から選択する。

選択肢	理由
グ無1	要求する品質・規格のものが製造されていないため
グ無2	価格がかなり高く、予算の制約を受けるため
グ無3	納品に時間を要し、業務に支障が出るため
グ無4	その他※

※ グ無4（その他）を選択する場合は、財務会計システムの理由欄にグリーン購入できない理由を入力する。水道部はグ無4があった場合に環境部からグリーン購入不実施理由書（様式1）により別途照会する。

【注意】グリーン購入対象外の場合は、「グ無5」を選択する。

- (3) 150万円を超える物品購入や200万円を超える印刷発注の場合のほか、各室課で仕様書を添付して物品購入する場合は、仕様書に「吹田市環境物品等調達方針〇ページの判断基準に適合すること。同等品についても同様とする。」と記載した上で、本方針の該当ページを印刷して添付する（印刷発注の場合は、43ページの印刷仕様書の例でもよい）。本方針は、全庁公開フォルダ（環境部→環境政策室→01計画→グリーン購入（吹田市環境物品等調達方針））に保存している。また、市ホームページ→産業・まちづくり・環境→環境の保全と創造→エネルギー（地球温暖化対策）→吹田市環境物品等調達方針（グリーン購入）からダウンロードできる。
- (4) 物品購入の際、業者から同等品での納入について確認される場合がある。グリーン購入を実施している場合は、業者から同等品のカタログ等の提示を受け、本方針に適合していることを確認してから、同等品の納入に了承する。
- (5) グリーン購入法適合品かどうかを確認する際は、カタログや製品ホームページのほか、以下のサイトを参考にする（下記は一例であり、他のホームページでも確認は可能）。

サイト名	アドレス
ASKUL※	https://www.askul.co.jp/
エコ商品ねっと	https://www.gpn.jp/econet/
エコマーク事務局	https://www.ecomark.jp/
グリーンステーション・プラス (エコマーク商品総合情報サイト)	https://g.greenstation.net/

サイト名	アドレス
たのめーる※	https://www.tanomail.com/
なにわエコ良品ショップ	http://www.naniwaeco.jp/
モノタロウ※	https://www.monotaro.com/

※ ASKUL、たのめーる、モノタロウはフィルターでグリーン購入法適合商品のみを検索することが可能である。また、当該サイトの表示価格を予定価格にすると、不調となる場合があるため、予定価格の設定には注意する。

9 推進体制

グリーン購入の推進については、SMAPの推進体制をもって行う。

10 進行管理及び公表

進行管理の責任者は、推進サブリーダー（各部局次長級）とし、取組状況は環境白書や吹田市ホームページ等により公表する。

11 検討体制

グリーン購入の対象品目、目標及び実績把握の方法等については、「吹田市グリーン購入推進検討会議」において検討する。

吹田市グリーン購入推進検討会議
環境政策室長
契約検査室長
教育総務室長
水道部企画室長

12 市民・事業者へのグリーン購入促進

市は、市内におけるグリーン購入を促進するために、情報の提供や意識啓発等に努める。

【附則】

本調達方針は、平成15年4月1日以降に調達手続きを行う契約から適用する。

本調達方針は、令和2年10月1日以降に調達手続きを行う契約から適用する。

本調達方針は、令和3年6月1日以降に調達手続きを行う契約から適用する。

本調達方針は、令和4年7月1日以降に調達手続きを行う契約から適用する。

本調達方針は、令和5年6月1日以降に調達手続きを行う契約から適用する。

本調達方針は、令和6年4月1日以降に調達手続きを行う契約から適用する。

本調達方針は、令和7年4月1日以降に調達手続きを行う契約から適用する。

本調達方針は、令和8年4月1日以降に調達手続きを行う契約から適用する。

別記 分野ごとの対象品目と判断基準

この別記において、判断基準の優先順位1及び優先順位2は以下のとおりとする。原則として、できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択することとする。

なお、リユース品を購入する場合は、製品の新たな製造を抑制し、資源やエネルギーの消費を減らすことに繋がることから、優先順位1, 2に関わらずグリーン購入適合とする。

優先順位1：
・グリーン購入法適合
・「グリーン購入の調達者の手引き（環境省）」において、グリーン購入法適合に相当する環境ラベル等とされているもの
・市が方針等を策定し、取組を推進するもの

優先順位2：
・優先順位1以外で、環境に配慮した物品等を示す環境ラベル等

(1) 紙類









ア グリーン購入の対象品目

購入する物品が対象品目か確認する。

対象品目は、グリーン購入ネットワーク掲載「エコ商品ねっと」で製品を検索できる。

イ グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベルや文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

用途	対象品目	判断の基準となるラベル等	
		優先順位1	優先順位2
情報用紙	コピー用紙 ・PCC用紙、PPCカラー用紙、共用紙等	  グリーン購入法適合商品 (カタログ等により 表記が異なる。)	 エコ商品ねっと掲載商品    森林認証紙 間伐材マーク  間伐材紙  グリーンマーク <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-top: 10px;"> 色上質紙は古紙パルプ が配合されているもの </div>
	フォーム紙 ・NIP用紙等		
	インクジェットカラープリンター用塗工紙 ・スーパーファイン紙等		
印刷用紙	塗工されていない印刷用紙 ・上質紙、中質紙、更紙、プロッター紙、 マルチカード等	 エコマーク	
	塗工されている印刷用紙 ・アート紙、コート紙、マット紙等		
衛生用紙	トイレットペーパー		
	ティッシュペーパー ・ボックスタイプ、ポケットタイプ、ピロータイプ		

【備考】

対象外の品目は以下のとおりとする。

- ・特殊紙 (トレーシングペーパー等)
- ・複写紙、感圧紙 (ノーカーボン紙、裏カーボン紙等)
- ・感熱紙 (レジ用、FAX用等)
- ・圧着紙 (圧着はがき用紙等)
- ・耐水紙

(2) 文具類


ア グリーン購入の対象品目


購入する物品が対象品目か確認する。


対象品目は、グリーン購入ネットワーク掲載「エコ商品ねっと」で製品を検索できる。

イ グリーン購入の判断基準









対象品目に以下のようなラベルや文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する（★は吹田市独自品目。判断基準は備考を参照。）。

用途	対象品目	判断の基準となるラベル等	
		優先順位 1	優先順位 2
筆記具	シャープペンシル ・ノック式（ホルダー式）、回転式、複合筆記具	<p>木質以外の場合</p>   <p>グリーン購入法適合商品 (カタログ等により表記が異なる。)</p>  <p>エコマーク</p>	<p>GPN掲載 エコ商品ねっと掲載商品</p>    <p>森林認証材・紙 間伐材マーク</p>  <p>間伐材・紙</p>  <p>グリーンマーク</p>  <p>バイオマスマーク</p>
	シャープペンシル替芯		
	ボールペン		
	ボールペン替芯★		
	マーキングペン ・蛍光ペン、油性マーカー、水性マーカー、ペイントマーカー、名前書き用、サインペン、ホワイトボード用、OHP用、筆ペン、万年筆等 ・詰替用は対象外		
	鉛筆 ・色鉛筆含む ・クレヨン、クレパスは対象外		
	スタンプ台 ・補充インキは対象外		
朱肉 ・補充用朱油・朱液は対象外			
印章セット			
印箱			
公印			
ゴム印			
回転ゴム印			
図案・製図用具	定規 ・直線定規、三角定規、分度器等 ・製図機、製図台、コンパスは対象外		<p>ボールペン替芯、カッターナイフ替刃は本体がグリーン購入適合製品であるもの</p>

用途	対象品目	判断の基準となるラベル等	
		優先順位 1	優先順位 2
一般事務用品	トレー ・書類用、小物用、ペン用、硬貨用、決裁箱等	<p>木質以外の場合</p>   <p>グリーン購入法適合商品 (カタログ等により表記が異なる。)</p>  <p>エコマーク</p> <p>木質の場合</p> <p>以下の①かつ②又は③を満たすこと ①大阪府能勢町産材をはじめとした府内産材を中心とする国産木材を使用していること ②グリーン購入法適合商品であること ③エコマーク商品であること</p> <p>※ただし、上記を満たさない場合は、上記3つの条件のうち、いずれかを満たすこと。</p>	<p>GPN掲載</p> <p>エコ商品ねっと掲載商品</p>  <p>FSC</p>   <p>PEFC SGEC</p> <p>森林認証材・紙</p>  <p>間伐材マーク 間伐材・紙</p>  <p>グリーンマーク</p>  <p>バイオマス バイオマスマーク</p>
	消しゴム ・ペン型等含む		
	ステープラー (汎用型) <ホッチキス等> ・No. 10の針使用のハンディタイプのもの ・タッカー、電動タイプは対象外		
	ステープラー (汎用型以外) ・汎用型以外と針を用いないもの ・タッカー、電動タイプは対象外		
	ステープラー針リムーバー		
	連射式クリップ (本体) <ガチャック等>		
	事務用修正具 (テープ) ・交換用カートリッジ★、カバーテープ等含む		
	事務用修正具 (液状) ・補充液は対象外		
	クラフトテープ		
	布粘着テープ (プラスチック製クロステープを含む)		
	両面粘着紙テープ		
	セロハンテープ★		
	製本テープ ・ホットメルト樹脂タイプ含む		
	ブックスタンド ・ブックエンド、デスクラック等含む		
	ペンスタンド ・ペンホルダー等含む		
	クリップケース ・ゼムボックス、マグネットボックス含む		
	はさみ		
マグネット (玉) ・フック、クリップは対象外			
		<p>ボールペン替芯、 カッターナイフ替刃は 本体がグリーン購入 適合製品であるもの</p>	

用途	対象品目	判断の基準となるラベル等	
		優先順位 1	優先順位 2
一般事務用品	マグネット (バー)	木質以外の場合   グリーン購入法適合商品 (カタログ等により表記が異なる。)	 エコ商品ねっと掲載商品    森林認証材・紙  間伐材・紙
	テープカッター ・机上用、ハンディータイプ、テープ付含む		
	パンチ (手動)		
	モルトケース (紙めくり用スポンジケース)		
	紙めくりクリーム		
	鉛筆削り (手動)		
	OAクリーナー (ウェットタイプ) ・詰替用は対象外		
	OAクリーナー (液タイプ) ・ボトル、スプレー、ミスト、泡タイプ等 ・詰替用は対象外		
	ダストブロワー (エアダスター)		
	レターケース ・デスクチェスト、小物キャビネット等含む		
	メディアケース (CD、DVD、BD 用) ・箱状のもの、ブックタイプのもの	木質の場合 以下の①かつ②又は③を満たすこと ①大阪府能勢町産材をはじめとした府内産材を中心とする国産木材を使用していること ②グリーン購入法適合商品であること ③エコマーク商品であること ※ただし、上記を満たせない場合は、上記3つの条件のうち、いずれかを満たすこと。	 グリーンマーク  バイオマスマーク
	マウスパッド		
	OAフィルター (枠あり)		
	丸刃式紙裁断機 ・ペーパーカッター、デスクカッター等		
	カッターナイフ		
	カッターナイフ替刃★		
	カッティングマット (カッターマット)		
	デスクマット		
	OHPフィルム ・ラミネートフィルムは対象外		
	テープ印字機等用カセット		
テープ印字機等用テープ			
絵画用品	鉛筆 ・刷毛は対象外		ボールペン替芯、 カッターナイフ替刃は 本体がグリーン購入 適合製品であるもの

用途	対象品目	判断の基準となるラベル等	
		優先順位 1	優先順位 2
絵画用品	絵の具 ・ポスターカラー、固形状絵の具、粉末状絵の具 ・ペンキは対象外	<p>木質以外の場合</p>   <p>グリーン購入法適合商品 (カタログ等により表記が異なる。)</p>  <p>エコマーク</p> <p>木質の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>以下の①かつ②又は③を満たすこと</p> <p>①大阪府能勢町産材をはじめとした府内産材を中心とする国産木材を使用していること</p> <p>②グリーン購入法適合商品であること</p> <p>③エコマーク商品であること</p> </div> <p>※ただし、上記を満たせない場合は、上記3つの条件のうち、いずれかを満たすこと。</p>	<p>GPN掲載 エコ商品ねっと掲載商品</p>  <p>FSC</p>   <p>PEFC SGEC 森林認証材・紙</p>  <p>間伐材マーク 間伐材・紙</p>  <p>グリーンマーク グリーンマーク</p>  <p>バイオマス バイオマスマーク</p>
	墨汁（朱墨を含む）		
事務用のり	のり（液状）（補充用を含む）		
	のり（澱粉のり）（補充用を含む）		
	のり（固形）（補充用を含む）		
ファイル・ バインダー類	のり（テープ）（補充用★を含む）		
	ファイル（クリアホルダー及クリアファイルを除く。） ・穴を開けてとじる各種ファイル （フラットファイル、レターファイル、ファスナー、スプリングファイル、キャップ式ファイル、パイプ式ファイル、スタンド式ファイル、とじこみ表紙、パッチファイル、ホック式ファイル、ビス式ファイル、スモールファイル、A-Zファイル） ・穴を開けずにとじる各種ファイル （フォルダー、ホルダー、ハンキングフォルダー、持出しフォルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、プレスファイル、ピン式ファイル、パンフレットファイル、スライドレール式ファイル、スライドクリップ式ファイル、用箋挟（クリップボード）、図面ファイル、図面ケース、ケースファイル） ・コンピュータ用データファイル （キャップ式、スライド式、フッキング式、レター式） ・その他書類等をまとめて保管するための表紙、ケース、ホルダー類全般 （替表紙、板目表紙、名刺ホルダー、はがきホルダー、書類・文書用保存箱、サンプルボックス、チャック付ケース等）		
	クリアホルダー ・主に透明のシートからなる書類を挟み込んで保管するためのファイルをいい、スライド付きのものはいらない。		
			<p>ボールペン替芯、 カッターナイフ替刃は 本体がグリーン購入 適合製品であるもの</p>

用途	対象品目	判断の基準となるラベル等	
		優先順位 1	優先順位 2
ファイル・ バインダー類	クリアファイル ・何枚かの透明ポケットを一冊にまとめ、それに表紙がついたファイルをいい、名刺ファイル、はがきファイル等用途が限定されたものを含み、バインダー型のものを除く。	<p>木質以外の場合</p>   <p>グリーン購入法適合商品 (カタログ等により表記が異なる。)</p>  <p>エコマーク</p> <p>木質の場合</p> <p>以下の①かつ②又は③を満たすこと ①大阪府能勢町産材をはじめとした府内産材を中心とする国産木材を使用していること ②グリーン購入法適合商品であること ③エコマーク商品であること</p> <p>※ただし、上記を満たせない場合は、上記3つの条件のうち、いずれかを満たすこと。</p>	<p>GPN掲載 エコ商品ねっと掲載商品</p>    <p>森林認証材・紙</p>  <p>間伐材マーク 間伐材・紙</p>  <p>グリーンマーク</p>  <p>バイオマス バイオマスマーク</p>
	バインダー ・MP、リング、その他、コンピュータ用		
	ファイリング用品 ・背見出し、ポケット、仕切り紙等		
	アルバム（台紙を含む） ・台紙式、ポケット式、工事用		
	つづりひも（綴じ紐）		
	カードケース ・名刺整理箱含む		
紙製品	事務用封筒（紙製） ・クッション材入りのものを含む	<p>ボールペン替芯、 カッターナイフ替刃は 本体がグリーン購入 適合製品であるもの</p>	
	窓付き封筒（紙製）		
	けい紙 ・レポート用紙、セクションペーパー、ルーズリーフ、メモ帳、原稿用紙、伝票、便せん等		
	起案用紙		
	ノート		
	パンチラベル		
	タックラベル ・宛名用、タイトル用、OA用		
	インデックス		
	付箋紙 ・ロールタイプを含む		

用途	対象品目	判断の基準となるラベル等	
		優先順位 1	優先順位 2
その他	付箋フィルム ・ ロールタイプを含む	<p>木質以外の場合</p>   <p>グリーン購入法適合商品 (カタログ等により表記が異なる。)</p>  <p>エコマーク</p> <p>木質の場合</p> <p>以下の①かつ②又は③を満たすこと ①大阪府能勢町産材をはじめとした府内産材を中心とする国産木材を使用していること ②グリーン購入法適合商品であること ③エコマーク商品であること</p> <p>※ただし、上記を満たせない場合は、上記3つの条件のうち、いずれかを満たすこと。</p>	<p>エコ商品ねっと掲載商品</p>    <p>森林認証材・紙</p> <p>間伐材マーク</p>  <p>間伐材・紙</p>  <p>グリーンマーク</p>  <p>バイオマーク</p>
	黒板拭き		
	ホワイトボード用イレーザー ・ 交換用は対象外		
	額縁 ・ フレーム、パネル等を含む		
	ごみ箱		
	リサイクルボックス ・ 多段式、連結式含む		
	缶・ボトルつぶし機（手動）		
	名札（机上用）（カード立て）		
	名札（衣服取付型・首下げ型）		
	鍵かけ（フックを含む）		
	チョーク		
	グラウンド用白線		
梱包用バンド	ボールペン替芯、 カッターナイフ替刃は 本体がグリーン購入 適合製品であるもの		

【備考】

- 1 ボールペン替芯、事務用修正具（テープ）交換用カートリッジ、セロハンテープ、カッターナイフ替刃及び補充用のり（テープ）はグリーン購入法の対象品目ではなく、吹田市独自の品目のため、エコマーク又は優先順位2のものを選択する。
- 2 製品の構成材料として、消耗部分、粘着部分を除いた製品重量の50%以上95%未満を金属が占め、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは対象外とする。

(3) オフィス家具等

ア グリーン購入の対象品目

購入する物品が対象品目か確認する。

対象品目は、グリーン購入ネットワーク掲載「エコ商品ねっと」で製品を検索できる。

イ グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベルや文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位1	優先順位2
いす ・回転いす、折りたたみいす、ソファー、ベンチ、教室用いす等 ・座いす、車いす、医療用いす、乳・幼児いす等は対象外	木質以外の場合  グリーン購入法適合商品 (カタログ等により表記が異なる。)   エコマーク JOIFA グリーンマーク	 エコ商品ねっと掲載商品    森林認証材・紙  間伐材・紙
机 ・デスク、テーブル、カウンター作業台等を含む		
棚 ・ラック、書架、物品棚、移動棚、パンフレットスタンド等を含む		
収納用什器（棚以外） ・システム収納、キャビネット、ロッカー、キーケース、消火器ボックス、ワゴン等を含む		
ローパーティション		
コートハンガー		
傘立て		
掲示板 ・展示パネル、案内板（インフォメーションボード）等を含む		
黒板		
ホワイトボード		
個室ブース		
ディスプレイスタンド		

【参考】(一社)日本オフィス家具協会(JOIFA)
「グリーン購入法の手引き [オフィス家具等]」
http://www.joifa.or.jp/pdf/green_10.pdf

木質の場合
 以下の①かつ②又は③又は④を満たすこと
 ①大阪府能勢町産材をはじめとした府内産材を中心とする国産木材を使用していること
 ②グリーン購入法適合商品であること
 ③エコマーク商品であること
 ④JOIFAグリーンマーク商品であること

※ただし、上記を満たさない場合は、上記の4つの条件のうち、いずれかを満たすこと。

【備考】

- いす、机、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボードに関しては、木製、プラスチック製、紙製の製品を対象とする。
- 棚及び収納用什器については、木製、プラスチック製、紙製に加え、大部分の材料が金属類である製品（製品に使用されている金属類が製品全体重量の95%以上）も対象とする。

(4) 画像機器等

ア グリーン購入の対象品目

購入する物品が対象品目か確認する。

対象品目は、グリーン購入ネットワーク掲載「エコ商品ねっと」で製品を検索できる。

イ グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベルや文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル等		
	優先順位 1	優先順位 2	
コピー機 (複写機)	  グリーン購入法適合商品 (カタログ等により表記が異なる。)	 エコ商品ねっと掲載商品  国際エネルギースタープログラム (エネスタ) ※OA機器のみ	
複合機			
拡張性のあるデジタルコピー機			
プリンタ			
プリンタ複合機			
ファクシミリ			
スキャナ			
プロジェクタ			
トナーカートリッジ ・トナー容器、感光体又は現像ユニットのいずれか2つ以上組み合わせたもの ・回収カートリッジ、廃トナーボトル、ドラムカートリッジ、ドラムユニット、感光体ユニット、現像ユニット、定着ユニット等は対象外 ・「エコ商品ねっと」に掲載されているものでも、グリーン購入法適合の欄に対象外とあるものは対象外			 エコマーク
インクカートリッジ ・インクを充填したインクタンク及び印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジ ・容器にインクを補充するタイプは対象外			 E & Qマーク ※トナーカートリッジのみ

【備考】

- リサイクルトナーや環境推進トナー等の環境に配慮していると謳っているものに関して、判断の基準となるラベル等が確認できるものを選択すること。
- 使い終わったインクカートリッジは、ごみとして捨てずに、「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」等のしくみ (回収ボックス等) を積極的に利用し、インクカートリッジの再資源化に努める。[\(http://www.inksatogaeri.jp/\)](http://www.inksatogaeri.jp/)

(5) 電子計算機等

ア グリーン購入の対象品目

購入する物品が対象品目か確認する。

対象品目は、グリーン購入ネットワーク掲載「エコ商品ねっと」で製品を検索できる。

イ グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベルや文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位 1	優先順位 2
電子計算機（パーソナルコンピュータ） ・タブレットPCは対象外	  グリーン購入法適合商品 （カタログ等により表記が異なる。）	 エコ商品ねっと掲載商品  国際エネルギースタープログラム（エネスタ） ※パソコン、ディスプレイのみ
磁気ディスク装置	 エコマーク ※パソコン、ディスプレイ、記録用メディアのみ	 省エネラベリング制度（緑色） ※パソコンのみ
ディスプレイ	 省エネラベリング制度（緑色） ※磁気ディスク装置のみ	 PCグリーンラベル ※パソコンのみ
記録用メディア（CD、DVD、BD） ・USBメモリ、SDカードは対象外	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 記録用メディアはケースがスリムタイプ（5mm程度以下）またはスピンドルタイプのもの </div>	

(6) オフィス機器等

ア グリーン購入の対象品目

購入する物品が対象品目か確認する。

対象品目は、グリーン購入ネットワーク掲載「エコ商品ねっと」で製品を検索できる。

イ グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベルや文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位 1	優先順位 2
シュレッダー	  グリーン購入法適合商品 (カタログ等により表記が異なる。)	 エコ商品ねっと掲載商品
デジタル印刷機	 エコマーク ※シュレッダー、デジタル印刷機、掛時計のみ	
掛時計 ・講堂等において使用する大型のものは対象外	掛時計は以下のいずれかに該当するもの ・太陽電池式 ・太陽電池＋一次電池使用 (5年以上使用可能) ・一次電池使用 (5年以上使用可能)	
電子式卓上計算機 (電卓)	 J I S マーク ※アルカリ・小型充電式電池のみ	
一次電池又は小型充電式電池 (単1～単4形)	・一次電池はアルカリ相当以上 (マンガン電池でないもの) ・小型充電式電池は充電式のニッケル水素電池等	

(7) 携帯電話等

ア グリーン購入の対象品目

購入する物品が対象品目か確認する。

対象品目は、グリーン購入ネットワーク掲載「エコ商品ねっと」で製品を検索できる。

イ グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベルや文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位 1	優先順位 2
携帯電話	  <p>グリーン購入法適合商品 (カタログ等により表記が異なる。)</p>	 <p>エコ商品ねっと掲載商品</p>
PHS	 <p>エコマーク</p>	
スマートフォン		

(8) 家電製品

ア グリーン購入の対象品目

購入する物品が対象品目か確認する。

対象品目は、グリーン購入ネットワーク掲載「エコ商品ねっと」で製品を検索できる。

イ グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベルや文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位 1	優先順位 2
電気冷蔵庫 ※業務用に製造されたものは対象外	  <p>グリーン購入法適合商品 (カタログ等により表記が異なる。)</p>	 <p>エコ商品ねっと掲載商品</p>
電気冷凍庫 ※業務用に製造されたものは対象外	 <p>エコマーク ※テレビのみ</p>	 <p>明日のために、ノンフロン。 ノンフロンマーク ※冷蔵庫のみ</p>
電気冷凍冷蔵庫 ※業務用に製造されたものは対象外	 <p>統一省エネラベル (省エネ達成率 100%以上) ※ただし、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、 電気冷凍冷蔵庫のみ。</p>	 <p>省エネラベル (緑色) ※電子レンジのみ</p>
テレビジョン受信機		
電気便座		
電子レンジ ・オープンレンジ含む		

(9) エアコンディショナー等

ア グリーン購入の対象品目

購入する物品が対象品目か確認する。

対象品目は、グリーン購入ネットワーク掲載「エコ商品ねっと」や「省エネ型製品情報サイト (<https://seihinjyoho.go.jp/>)」で製品を検索できる。

イ グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベルや文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位 1	優先順位 2
家庭用エアコンディショナー ・除湿器、扇風機、サーキュレーター等は対象外	  <p>グリーン購入法適合商品 (カタログ等により表記が異なる。)</p>	 <p>エコ商品ねっと掲載商品</p>
業務用エアコンディショナー ・除湿器、扇風機、サーキュレーター等は対象外	 <p>J I S マーク ※ガスヒートポンプ式冷暖房機のみ A P F p (期間成績係数) が 1. 0 7 以上のもの</p>	 <p>統一省エネラベル (省エネ達成率 100%以上) ※家庭用エアコンのみ</p>
ガスヒートポンプ式冷暖房機	 <p>省エネラベル (緑色) ※ストーブのみ</p>	
ガスストーブ		
石油ストーブ		

(10) 温水器等

ア グリーン購入の対象品目

購入する物品が対象品目か確認する。

対象品目は、「省エネ型製品情報サイト (<https://seihinjyoho.go.jp/>)」で製品を検索できる。

イ グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベルや文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位 1	優先順位 2
ヒートポンプ式電気給湯器	  <p>グリーン購入法適合商品 (カタログ等により表記が異なる。)</p>	 <p>エコ商品ねっと掲載商品</p>
ガス温水機器	 <p>省エネラベル (緑色) ※ガスこんろ、ガスオーブンのみ</p>	 <p>省エネラベル (緑色) ※ヒートポンプ式電気給湯器、 ガス温水機器、石油温水機器のみ</p>
石油温水機器		
ガス調理機器 (ガスこんろ)		
ガス調理機器 (ガスオーブン)		

(11) 照明

ア グリーン購入の対象品目

購入する物品が対象品目か確認する。

対象品目は、グリーン購入ネットワーク掲載「エコ商品ねっと」で製品を検索できる。

イ グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベルや文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位 1	優先順位 2
<p>LED照明器具</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つり下げ形、じか付け形、埋込み形、壁付け形、投光器、防犯灯 ・卓上スタンドは対象外 	  <p>グリーン購入法適合商品 (カタログ等により表記が異なる。)</p>	 <p>エコ商品ねっと掲載商品</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>LED照明器具は LEDモジュール寿命が 40,000時間以上</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>LEDを光源とした内照式表示灯は 定格寿命が30,000時間以上</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>電球形LEDランプは定格寿命が 40,000時間以上 ビーム開き90度未満の反射型は 30,000時間以上</p> </div>
<p>LEDを光源とした内照式表示灯</p>	 <p>エコマーク ※電球形LEDランプのみ</p>	
<p>電球形LEDランプ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直管型、人感センサ、非常用照明(直流電源回路)等に装着するランプは対象外 		

(12) 自動車等

ア グリーン購入の対象品目

購入する物品が対象品目か確認する。

対象品目は、グリーン購入ネットワーク掲載「エコ商品ねっと」で製品を検索できる。

イ グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベルや文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位 1	優先順位 2
乗用車 ・乗用定員 9 人若しくは 10 人以下かつ車両総重量 3.5t 以下の乗用自動車（普通自動車、小型自動車、軽自動車）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">乗用車は、ZEV であること。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">乗用車以外の自動車は、電動車等であること。</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">乗用車は、電動車等、次世代車、エコカーの順で範囲を広げて検討し、最低限エコカーであること。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">乗用車以外の自動車は、エコカーであること。</div>
小型バス ・乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5t 以下の乗用自動車		
小型貨物車 ・車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車		

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位 1	優先順位 2
バス等 ・乗車定員 10 人以上かつ車両総重量 3.5t 超の乗用自動車	<div data-bbox="608 450 995 555" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>乗用車以外の自動車は、電動車等であること。</p> </div>	<div data-bbox="1043 450 1431 555" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>乗用車以外の自動車は、エコカーであること。</p> </div>
トラック等 ・車両総重量 3.5t 超の貨物自動車（けん引自動車を除く）		
トラクタ ・車両総重量 3.5t 超の貨物自動車（けん引自動車に限る）		
乗用車用タイヤ ・スタッドレスタイヤは対象外	<div data-bbox="655 1025 767 1131" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> G 法 適合 </div> <div data-bbox="794 1025 959 1115" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;"> グリーン 購入法 適合商品 </div> <p>グリーン購入法適合商品(※自動車以外) (カタログ等により表記が異なる。)</p> <div data-bbox="683 1238 900 1330" style="text-align: center;"> </div> <p>低燃費タイヤ統一マーク ※乗用車用タイヤのみ 可能な限り、AAA、AA マークの製品を調達すること。それが難しい場合は、A マークの製品を調達すること。</p>	<div data-bbox="1145 1041 1331 1099" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> GPN掲載 </div> <p>エコ商品ねっと 掲載商品</p>
2 サイクルエンジン油	<div data-bbox="735 1547 858 1666" style="text-align: center;"> </div> <p>エコマーク ※2 サイクルエンジン油のみ</p>	

- 【備考】 1 電動車等とは、電気自動車、ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車、水素自動車をいう。
- 2 次世代自動車とは、電動車等、天然ガス車、クリーンディーゼル車をいう。
- 3 自動車の調達に当たっては、吹田市公用車脱炭素化方針を参照のこと。
- 4 自動車は、リース、レンタルを含む。

(13) 消火器



ア グリーン購入の対象品目

購入する物品が対象品目か確認する。

対象品目は、グリーン購入ネットワーク掲載「エコ商品ねっと」で製品を検索できる。

イ グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベルや文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位1	優先順位2
消火器 ・粉末ABC消火器が対象 ・消火薬剤の詰替用含む ・エアゾール式簡易消火具、船舶用、航空機用は対象外	  <p>グリーン購入法適合商品 (カタログ等により表記が異なる。)</p>  <p>エコマーク</p>	 <p>エコ商品ねっと掲載商品</p>

(14) 制服・作業服等

ア グリーン購入の対象品目

購入する物品が対象品目か確認する。

対象品目は、グリーン購入ネットワーク掲載「エコ商品ねっと」で製品を検索できる。

イ グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベルや文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位 1	優先順位 2
制服 ・ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品	  <p>グリーン購入法適合商品 (カタログ等により表記が異なる。)</p>	 <p>エコ商品ねっと掲載商品</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> リサイクル素材を使用したもの </div>
作業服 ・ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品 ・防寒コート、エプロン、給食衣、手術衣、スクラブ等含む	 <p>エコマーク</p>   <p>エコユニフォームマーク</p>	
帽子 ・ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品	 <p>PETボトル 再利用品</p> <p>PETボトルリサイクル推奨マーク</p>	
靴 ・ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品 ・安全靴、作業靴		

【備考】

- 1 消防服・防災活動服など特殊なものは対象外とする。

(15) インテリア・寝装寝具

ア グリーン購入の対象品目

購入する物品が対象品目か確認する。

対象品目は、グリーン購入ネットワーク掲載「エコ商品ねっと」で製品を検索できる。

イ グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベルや文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位 1	優先順位 2
金属製ブラインド	  <p>グリーン購入法適合商品 (カタログ等により表記が異なる。)</p>  <p>エコマーク</p>  <p>PETボトル再用品 PETボトルリサイクル推奨マーク</p>  <p>フレームマーク ※ベッドフレームのみ</p>  <p>衛生マットレス ※マットレスのみ</p>	 <p>エコ商品ねっと掲載商品</p>
布製ブラインド ・ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品		
カーテン ・ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品		
タフテッドカーペット		
タイルカーペット		
織じゅうたん		
ニードルパンチカーペット		
毛布 ・ポリエステル繊維を使用した製品		
ふとん ・ポリエステル繊維又は再使用した詰物を使用した製品		
ベッドフレーム ・金属製のもの是对象外 ・医療用、介護用、高度医療に用いるもの等は対象外		
マットレス ・高度医療に用いるもの是对象外		

(16) 作業手袋





ア グリーン購入の対象品目

購入する物品が対象品目か確認する。

対象品目は、エコマーク事務局のサイトで製品を検索できる。

イ グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベルや文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位 1	優先順位 2
作業手袋 ・繊維を使用した製品 ・革製、ゴム製等は対象外	  <p>グリーン購入法適合商品 (カタログ等により表記が異なる。)</p>  <p>エコマーク</p>	 <p>エコ商品ねっと掲載商品</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>未利用繊維又は反毛繊維を 使用していること (滑り止め塗布加工部分を除く)</p> </div>

(17) その他繊維製品

ア グリーン購入の対象品目

購入する物品が対象品目か確認する。

対象品目は、エコマーク事務局のサイトで製品を検索できる。

イ グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベルや文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位 1	優先順位 2
集会用テント ・ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品	  <p>グリーン購入法適合商品 (カタログ等により表記が異なる。)</p>  <p>エコマーク</p>	 <p>エコ商品ねっと掲載商品</p>
ブルーシート ・ポリエチレン繊維を使用した製品		
防球ネット ・ポリエステル繊維、ポリエチレン繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品		
旗 ・ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品		
のぼり ・ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品		
幕 ・ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品		
モップ ・天然繊維及び化学繊維を使用した製品		

(18) 設備

ア グリーン購入の対象品目

購入する物品が対象品目か確認する。

対象品目は、エコマーク事務局のサイトで製品を検索できる。

イ グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベルや文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位 1	優先順位 2
太陽光発電システム（公共・産業用）	  <p>グリーン購入法適合商品 (カタログ等により表記が異なる。)</p>	 <p>エコ商品ねっと掲載商品</p>
太陽熱利用システム（公共・産業用）		
燃料電池		
地中熱利用システム ・地中熱（地下水熱を含む。）を利用する設備であり、暖気・冷気、温水・冷水、冷媒、不凍液等によって空気調和・給湯及び融雪を行うもの	 <p>エコマーク</p>	
エネルギー管理システム		
生ゴミ処理機	日本ウインドウ・フィルム工業会 エコラベル ※日射調整フィルム、 低放射フィルムのみ	
節水機器		
給水栓	テレワーク用ライセンスは、インターネットを介し、遠隔地において業務が遂行できるシステム用アカウントであること。	
日射調整フィルム		
低放射フィルム	Web 会議システムは、インターネットを介し、遠隔地間等において会議が行えるシステムであり、かつ、他の機関と相互に利用可能な会議システムであること。	
テレワーク用ライセンス		
web 会議システム		

(19) 災害備蓄用品

ア グリーン購入の対象品目

購入する物品が対象品目か確認する。

対象品目は、グリーン購入ネットワーク掲載「エコ商品ねっと」で製品を検索できる。

イ グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベルや文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位1	優先順位2
(ア) 災害備蓄用飲料水	  <p>グリーン購入法適合商品 (カタログ等により表記が異なる。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> (ア)：賞味期限が5年以上 (イ)：賞味期限が3年以上 </div> <p>※飲食物は上記の表示があること</p>  <p>エコマーク</p> <p>※備蓄用作業服のみ</p>	 <p>エコ商品ねっと掲載商品</p>
(ア) アルファ化米		
(ア) 保存パン		
(ア) 乾パン		
(ア) レトルト食品等		
(イ) 栄養調整食品		
(イ) フリーズドライ食品		
非常用携帯燃料		
携帯発電機 ・定格出力が3kVA以下のもの		
非常用携帯電源		
備蓄用作業服		

(20) 公共工事

ア グリーン購入の対象品目

購入する物品が対象品目か確認する。

対象品目は、グリーン購入ネットワーク掲載「エコ商品ねっと」で製品を検索できる。

イ グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベルや文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

種類	品目分類	対象品目	判断の基準となるラベル等	
			優先順位 1	優先順位 2
資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	<p>木質以外の場合</p>  <p>グリーン購入法適合商品 (カタログ等により表記が異なる。)</p> <p>資源循環エネルギーセンターが生成する溶融スラグを使用していること</p> <p>木質の場合 ((ア)の場合)</p> <p>大阪府能勢町産材をはじめとした府内産材を中心とする国産木材を使用し、かつ、グリーン購入法適合商品であること</p> <p>※ただし、上記を満たせない場合は、どちらか一方を満たすこと。</p>	<p>GPN掲載</p> <p>エコ商品ねっと掲載商品</p>  <p>エコマーク</p>  <p>大阪府認定リサイクル製品</p>  <p>なにの国産品</p>  <p>大阪府リサイクル製品認定マーク</p>  <p>FSC</p>  <p>PEFC</p>  <p>SGEC</p> <p>森林認証材</p>
		土工用水砕スラグ		
		銅スラグを用いたケーソン中詰め材		
		フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材		
	地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ		
	コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材		
		フェロニッケルスラグ骨材		
		銅スラグ骨材		
		電気炉酸化スラグ骨材		
	アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物		
鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物				

種類	品目分類	対象品目	判断の基準となるラベル等		
			優先順位 1	優先順位 2	
資材	アスファルト 混合物	中温化アスファルト 混合物	<p>木質以外の場合</p>  <p>グリーン購入法適合商品</p>  <p>グリーン購入法適合商品 (カタログ等により表記が異なる。)</p> <p>資源循環エネルギーセンターが生成する溶融スラグを使用していること</p> <p>木質の場合 (ア)の場合</p> <p>大阪府能勢町産材をはじめとした府内産材を中心とする国産木材を使用し、かつ、グリーン購入法適合商品であること</p> <p>※ただし、上記を満たせない場合は、どちらか一方を満たすこと。</p>	<p>GPN掲載</p> <p>エコ商品ねっと掲載商品</p>  <p>エコマーク</p>    <p>大阪府リサイクル製品認定マーク</p>    <p>森林認証材</p>	
	路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材			
		再生骨材等			
	小径丸太材	(ア) 間伐材			
	混合セメント	高炉セメント			
		フライアッシュセメント			
	セメント	エコセメント			
	コンクリート 及びコンクリート製品	透水性コンクリート			
	鉄鋼スラグ 水和固化体	鉄鋼スラグブロック			
	吹付け コンクリート	フライアッシュを用いた 吹付けコンクリート			
	塗料	下塗用塗料 (重防食)			
		低揮発性有機溶剤型の 路面標示用水性塗料			
		高日射反射率塗料			
防水	高日射反射率防水				
舗装材	再生材料を用いた 舗装用ブロック (焼成)				

種類	品目分類	対象品目	判断の基準となるラベル等		
			優先順位 1	優先順位 2	
資材	舗装材	再生材料を用いた舗装用 ブロック類 (プレキャスト 無筋コンクリート製品)	<p>木質以外の場合</p>  <p>グリーン購入法適合商品</p>  <p>グリーン購入法適合商品 (カタログ等により表記 が異なる。)</p> <p>資源循環エネルギー センターが生成する 溶融スラグを 使用していること</p> <p>木質の場合 (ア) の場合</p> <p>大阪府能勢町産材を はじめとした府内産 材を中心とする国産 木材を使用し、かつ、 グリーン購入法適合 商品であること</p> <p>※ただし、上記を 満たせない場合 は、どちらか一方 を満たすこと。</p>	<p>GPN掲載</p> <p>エコ商品ねっと掲載商品</p>  <p>エコマーク</p>  <p>大阪府認定リサイクル製品</p>  <p>なにわエコ製品</p>  <p>なにわエコ製品</p> <p>大阪府リサイクル製品 認定マーク</p>  <p>FSC</p>  <p>PEFC</p>  <p>SGEC</p> <p>森林認証材</p>	
	園芸資材	バークたい肥			下水汚泥を使用した汚泥 発酵肥料 (下水汚泥コンポスト)
		道路照明			
	中央分離帯 ブロック	再生プラスチック製 中央分離帯ブロック			
	タイル	セラミックタイル			
	建具	断熱サッシ・ドア			
	製材等	(ア) 製材			
		(ア) 集成材			
		(ア) 合板			
		(ア) 単板積層材			
(ア) 直交集成板					
フローリング	(ア) フローリング				
再生木質 ボード	(ア) パーティクルボード				

種類	品目分類	対象品目	判断の基準となるラベル等	
			優先順位 1	優先順位 2
資材	再生木質 ボード	(ア) 繊維板	<p>木質以外の場合</p>  <p>グリーン購入法適合商品</p>  <p>グリーン購入法適合商品 (カタログ等により表記が異なる。)</p> <p>資源循環エネルギーセンターが生成する溶融スラグを使用していること</p> <p>木質の場合 (ア) の場合</p> <p>大阪府能勢町産材をはじめとした府内産材を中心とする国産木材を使用し、かつ、グリーン購入法適合商品であること</p> <p>※ただし、上記を満たせない場合は、どちらか一方を満たすこと。</p>	<p>GPN掲載</p> <p>エコ商品ねっと掲載商品</p>  <p>エコマーク</p>  <p>大阪府認定リサイクル製品</p>  <p>なにがエコ製品</p>  <p>なにがエコ製品</p> <p>大阪府リサイクル製品認定マーク</p>  <p>FSC</p>  <p>PEFC</p>  <p>SGEC</p> <p>森林認証材</p>
		(ア) 木質系セメント板		
	木材・プラスチック複合材製品	(ア)木材・プラスチック再生複合材製品		
	ビニル系床材	ビニル系床材		
	断熱材	断熱材		
	照明機器	照明制御システム		
	変圧器	変圧器		
	空調用機器	吸収冷温水機		
		氷蓄熱式空調機器		
		ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機		
		送風機		
		ポンプ		
	配管材	排水通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管		
	衛生器具	自動水栓		
自動洗浄装置及びその組み込み小便器				

種類	品目分類	対象品目	判断の基準となるラベル等	
			優先順位 1	優先順位 2
資材	衛生器具	大便器	<p>木質以外の場合</p>   <p>グリーン購入法適合商品 (カタログ等により表記が異なる。)</p> <p>資源循環エネルギーセンターが生成する溶融スラグを使用していること</p> <p>木質の場合 ((ア)の場合)</p> <p>大阪府能勢町産材をはじめとした府内産材を中心とする国産木材を使用し、かつ、グリーン購入法適合商品であること</p> <p>※ただし、上記を満たせない場合は、どちらか一方を満たすこと。</p>	 <p>エコ商品ねっと掲載商品</p>  <p>エコマーク</p>    <p>大阪府リサイクル製品認定マーク</p>    <p>森林認証材</p>
	コンクリート用型枠	(ア) 再生材料を使用した型枠 (ア) 合板型枠		
建設機械	—	排出ガス対策型建設機械 低騒音型建設機械		
	工法	建設発生土有効利用工法		
建設汚泥再生処理工法		建設汚泥再生処理工法		
コンクリート塊再生処理工法		コンクリート塊再生処理工法		
舗装（表層）		路上表層再生工法		
舗装（路盤）		路上再生路盤工法		
法面緑化工法		伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法		
山留め工法		泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法		
目的物	舗装	排水性舗装		
		透水性舗装		
	屋上緑化	屋上緑化		

(21) 印刷物 (外部発注)

ア グリーン購入の対象品目

購入する物品が対象品目か確認する。

イ グリーン購入の判断基準

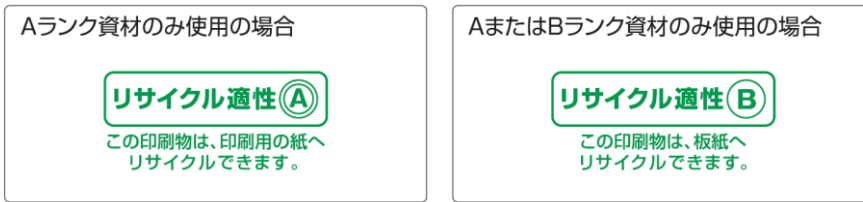
できるだけ仕様書の環境要件に優先順位1の内容を記載する。優先順位1の内容を記載できない場合は、優先順位2の内容を記載する。(43ページの印刷仕様書の例を参照)

対象品目	環境要件の記載内容	
	優先順位1	優先順位2
広報紙、報告書等	以下の全ての要件を満たすこと。 (1) グリーン購入法の判断基準を満たすこと。ただし、用紙・封筒の材料については、以下の条件を満たすこと。 ・吹田市環境物品等調達方針適合の用紙・封筒を使用(冊子の表紙は除く)すること。 ・古紙リサイクル適正ランクはA又はBランクとし、表示すること。 (2) 環境に配慮した用紙又は封筒及びインキを使用している旨を文章やマークで表示すること(41~42ページ参照)。	以下の(1)かつ(3)又は(2)かつ(3)のいずれかの要件を満たすこと。
ポスター		(1)「吹田市環境物品等調達方針適合の用紙・封筒を使用(冊子の表紙は除く)すること(古紙リサイクル適正ランクはA又はBランクとし、表示すること)」。
チラシ		(2)「グリーン購入法のオフセット印刷・デジタル印刷のインキの判断基準を満たすこと(古紙リサイクル適正ランクはA又はBランクとし、表示すること)」。
パンフレット		(3) 環境に配慮した用紙若しくは封筒又はインキを使用している旨を文章やマークで表示すること(41~42ページ参照)。
名刺		
封筒		
窓付き封筒		
製本機やOCR装置を使用する通知書等		

【備考】

- 1 特殊紙、感熱紙等の10ページの紙類で対象外の品目を使用しなければならない印刷物は対象外とする。
- 2 43ページの環境に配慮した印刷物の発注方法(例)や印刷仕様書の例を参考に印刷物を発注する。
- 3 印刷物の必要な部数・量を適正に見積もり、過大な発注とならないよう努める。
- 4 印刷物の校正に当たっては、可能な限り本機校正によらずデジタル校正とし、紙の削減や大気汚染の原因となる揮発性有機化合物(VOC)排出量の抑制に努める。
- 5 通常のインキと環境に配慮したインキとの価格差がない場合が多いため、積極的に環境に配慮したインキを指定する。

○古紙リサイクル適正ランクの表示例




【古紙リサイクル適正ランクの詳細】

- ・リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン

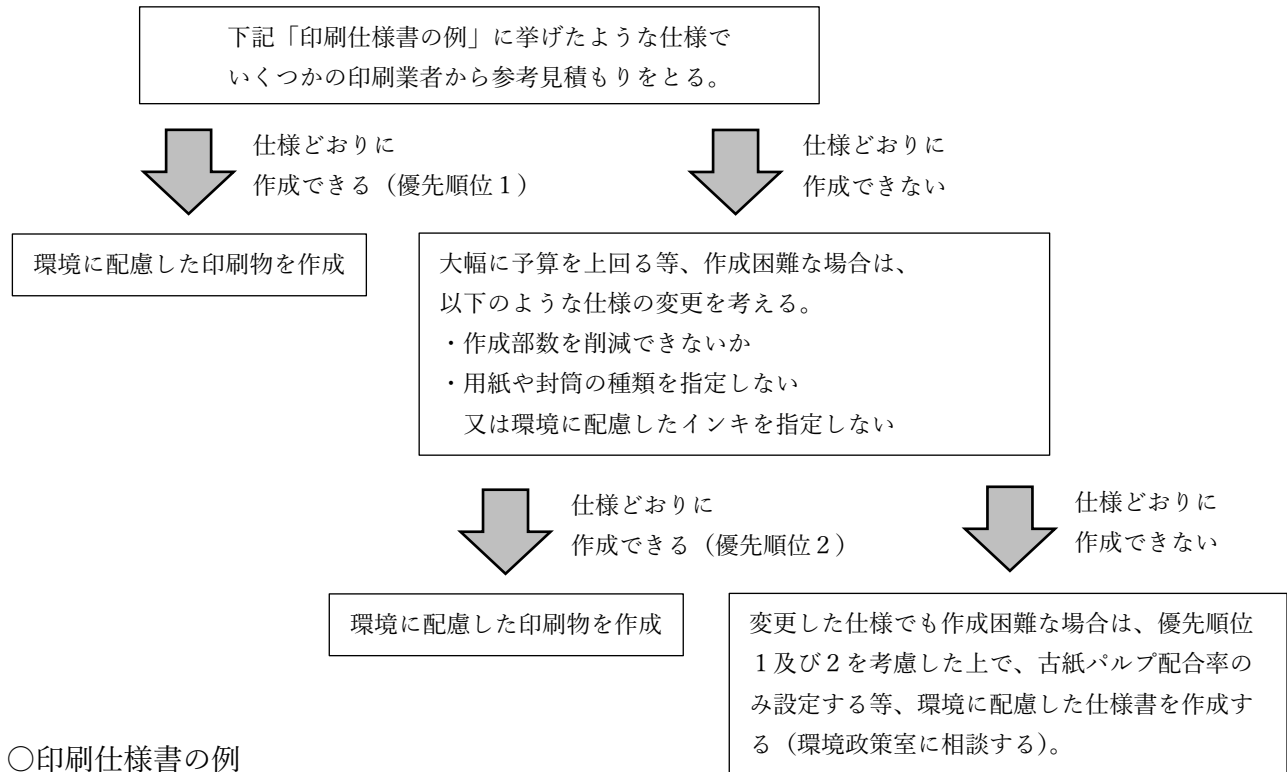
https://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle/file/h26_recycle_guideline.pdf

○環境に配慮した印刷物の表示方法

表記方法	表記について
<p>文章で表記</p>	<p>「この印刷物（広報紙、報告書、通知書等、チラシ、パンフレット、ポスター、封筒、名刺）は、再生紙と環境にやさしいインキを使用しています。」</p> <p>「この印刷物（広報紙、報告書、通知書等、チラシ、パンフレット、ポスター、封筒、名刺）は森林認証紙（F S C 認証紙）と植物油インキを使用しています。」</p> <p>※ 環境に配慮した用紙若しくは封筒又はインキを使用している旨を表示すれば表現は基本的に自由である。</p>
<p>マークで表記</p>	<p>再生紙使用マーク 森林認証（F S C）マーク 植物油インキマーク</p>  <p>・再生紙使用マークは自由に無料で使用できるが、古紙パルプ配合率は正しい数字を表示しなければならないため、印刷業者に確認して正しく表示する。</p> <p>・森林認証マーク（F S Cマーク）は、「森林管理協議会（F S C）が適切な森林管理のもと生産された原料で製造された製品として認証したもの」を使用した場合のみ表示できるため、発注する印刷業者に確認の上、使用規定等に基づいて正しく表示する。</p> <p>・植物油インキマークは「印刷インキ工業連合会に植物油インキとして登録されたもの」を使用した場合のみ表示できるため、発注する印刷業者に確認の上、使用規定等に基づいて正しく表示する。</p>

表記方法	表記について
<p>マークで表記</p>	<p>【マークの詳細】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 R 活動推進フォーラム http://3r-forum.jp/activity/r_mark/index.html ・ F S C J A P A N https://jp.fsc.org/jp-jp/-22 ・ 印刷インキ工業連合会 http://www.ink-jpima.org/ink_syokubutu.html
<p>文章とマークで表記 (推奨)</p>	<p>文章での表現とマークを組み合わせることもできる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  <p>古紙パルプ配合率100%再生紙を使用</p> <p>このチラシは再生紙と 植物油インキを使用しています。</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>この冊子は F S C 認証紙と 植物油インキを使用しています。</p> </div> </div>

○環境に配慮した印刷物の発注方法（例）



○印刷仕様書の例

件名	〇〇〇啓発冊子印刷
規格	A 5 判 8 ページ（見開き A 4 判 2 枚）
製本	観音折り
用紙	再生上質紙、44.5kg以上、「吹田市環境物品等調達方針」10ページの紙類の判断基準に適合する用紙を使用すること。
印刷部数	1,000部
色仕様	フルカラー
インキ類	植物油インキ（印刷インキ工業連合会に登録されたもの）を使用すること
印刷方法	オフセット印刷
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・再生紙使用（R）マーク及び植物油インキマークとそれを使用している旨の文章を表示すること。 ・古紙リサイクル適正ランクのA又はBランクを取得し、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に基づき、リサイクル適正の表示をすること。

※業者から、「吹田市環境物品等調達方針」について問い合わせがあった場合は、市ホームページ→産業・まちづくり・環境→環境の保全と創造→エネルギー（地球温暖化対策）→吹田市環境物品等調達方針（グリーン購入）から本方針をダウンロードし、10ページの紙類の判断基準を確認するよう伝えてください。

(22) 役務

ア グリーン購入の対象品目

委託等する業務が対象品目か確認する。

イ グリーン購入の判断基準

できるだけ仕様書の環境要件に優先順位1の内容を記載する。優先順位1の内容を記載できない場合は、優先順位2の内容を記載する。

対象品目	環境要件の記載内容	
	優先順位1	優先順位2
省エネルギー診断	<p>グリーン購入法の判断基準を満たすこと。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考】 グリーン購入法判断基準について グリーン購入.net（環境省）基本方針 環境物品等の調達に関する基本方針「役務」参照 https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html</p> </div>	<p>【食堂】以下全て記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワンウェイの容器等は使用しないこと。 ・啓発ポスターを掲示する等、利用者への呼びかけ、啓発等を行うこと。（食品ロス、プラごみ削減等） <p>【庁舎等において営業を行う小売業務】以下全て記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワンウェイ製品及び容器包装の廃棄物の排出を抑制するための独自の取組を行うこと。 ・啓発ポスターを掲示する等、利用者への呼びかけ、啓発等を行うこと。（食品ロス、プラごみ削減等） <p>【会議運営】以下全て記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙の資料を配布する場合は、適正部数の印刷、両面印刷等により、紙の使用量の削減が図られていること。 ・飲料を提供する場合は、ワンウェイ製品及び容器包装を使用しないこと。また、繰り返し利用可能な容器等を使用すること、又は容器包装の返却・回収が行われること。
食堂		
自動車専用タイヤ更生		
自動車整備		
庁舎管理		
植栽管理		
加煙試験		
清掃		
タイルカーペット洗浄		
機密文書処理		
害虫防除		
輸配送		
旅客輸送（自動車）		
庁舎等において営業を行う小売業務		
クリーニング		
飲料自動販売機設置		
引越輸送		
会議運営		
印刷機能等提供業務		

(23) ごみ袋等

ア グリーン購入の対象品目

購入する物品が対象品目か確認する。

対象品目は、グリーン購入ネットワーク掲載「エコ商品ねっと」で製品を検索できる。

イ グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベルや文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位 1	優先順位 2
ごみ袋	  <p>グリーン購入法適合商品 (カタログ等により表記が異なる。)</p>  <p>エコマーク</p>  <p>バイオマス</p> <p>バイオマスマーク ※バイオマスマークの数字が25以上のもの(バイオマス由来プラスチックが25%以上使用されていること)</p>  <p>バイオマスプラ</p> <p>バイオマスプラスチックマーク</p>	 <p>エコ商品ねっと掲載商品</p>

参考

環境ラベル	内容
	<p>グリーン購入法適合商品</p> <p>グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）第6条に定められた特定調達品目及びその判断基準に合致した商品のこと。カタログや事業者により「G法適合」、「グリーン購入法適合商品」等、表現方法は異なる。</p>
	<p>エコマーク</p> <p>様々な商品（製品及びサービス）の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベル。このマークを活用して、消費者が環境を意識した商品選択を行ったり、関係企業の環境改善努力を進めていくことにより、持続可能な社会の形成をはかっていくことを目的としている。</p>
	<p>グリーン購入ネットワークが運営する「エコ商品ねっと」に掲載されている商品</p> <p>グリーン購入ネットワーク（GPN）は、環境負荷の小さい製品やサービスの市場形成を促し、持続可能な社会経済の構築に寄与するため、グリーン購入活動を促進し、グリーン購入に関する普及啓発や情報提供、調査研究等を行っている。「エコ商品ねっと」は日本最大級の環境に配慮された商品のデータベースとなっている。</p>
	<p>F S C 認証</p> <p>「F S C 森林認証制度」は世界的な森林の減少と劣化を防ぐために設立された制度。F S C 認証製品を使用することで、間接的に適切な森林管理を支援することができる。</p>
	<p>P E F C 森林認証</p> <p>「P E F C 森林認証プログラム」は欧米を中心として各国で定められた国・地域別の森林認証制度の相互承認を行う制度。P E F C 森林認証製品を使用することで、間接的に適切な森林管理を支援することができる。</p>
	<p>S G E C 森林認証</p> <p>「S G E C 森林認証システム」とは、日本の森林を対象とした、国際的な基準を用いて、持続可能な森林経営を行っている森林を認証するシステム。S G E C 森林認証製品を使用することで、間接的に適切な森林管理を支援することができる。</p>

環境ラベル	内容
	<p>間伐材マーク</p> <p>間伐材を用いた製品に表示されているマーク。間伐の推進及び間伐材の利用促進等の重要性をPRするとともに、消費者の製品選択に資するもの。</p>
	<p>グリーンマーク</p> <p>古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印として公益財団法人古紙再生促進センターが1981年5月に制定したマーク。グリーンマークを表示することができる製品の要件は、古紙を原則として40%以上原料に利用した製品であることだが、トイレ用紙とちり紙は、古紙を原則として100%原料に利用したもの、コピー用紙と新聞用紙は、古紙を原則として50%以上原料に利用したもの。</p>
	<p>バイオマスマーク</p> <p>生物由来の資源(バイオマス)を利用して、品質及び安全性が関連法規、基準、規格等に合っている商品に表示されている。</p> <p>植物は太陽光をエネルギーとした光合成により大気中のCO₂を吸収して成長するので、植物由来原料を製品化した製品(バイオマスプラスチックや合成繊維、印刷インキ等)は燃やしても大気中のCO₂を増加させない。バイオマスマーク認定商品は安全で循環型社会の形成に貢献し、地球温暖化防止に役立っている。</p>
	<p>バイオマスプラスチックマーク</p> <p>バイオマスをプラスチック構成成分として所定量以上含む商品に表示され、日本バイオプラスチック協会(JBPA)が定める基準に適合する商品をバイオマスプラとして認証している。</p>
	<p>エコリーフ</p> <p>資源採取から製造、物流、使用、廃棄、リサイクルまでの製品の全ライフサイクルにわたって、ライフサイクルアセスメントによる定量的な環境情報が公開されている商品やサービスに表示されるマーク。</p>

環境ラベル	内容
	<p>CFP マーク（カーボンフットプリントマーク）</p> <p>商品やサービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスの排出量を CO2 に換算した数値を商品やサービスに分かりやすく表示するマーク。</p>
	<p>カーボン・オフセット認証ラベル</p> <p>カーボン・オフセット第三者認証基準に基づいて認証された取組に表示されるマーク。信頼性の高いカーボン・オフセットの取組の普及を図り、国民および事業者等による温室効果ガス排出量の認識および一層の削減努力を促進することを目的とする。</p>
	<p>SuMPO EPD マーク</p> <p>エコリーフと CFP マーク（カーボンフットプリントマーク）が統合されたもので、製品・サービスのライフサイクル（原材料調達から製造、流通、使用、廃棄・リサイクルまで）における環境負荷を、国際規格 ISO 14025 に基づいて定量的に表示されるマーク</p>
	<p>JOIFA グリーンマーク</p> <p>グリーン購入法に適合したオフィス家具に表示されているマーク。</p>
	<p>国際エネルギースタープログラム</p> <p>パソコン等のオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品に表示されるマーク。日本、米国のほか、EU 等 9 か国・地域が協力して実施している国際的な制度。経済産業省が運営している。</p>
	<p>E & Q マーク</p> <p>一般社団法人日本カートリッジリサイクル工業会が定める環境管理基準と品質管理基準に適合しているリサイクルトナーカートリッジを識別するマーク。</p>
	<p>省エネラベリング制度</p> <p>省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）により定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度。省エネ基準を達成している製品には緑色のマークが、達成していない製品には橙色のマークが表示されている。</p>

環境ラベル	内容
	<p>PCグリーンラベル</p> <p>環境に配慮したパソコンを購入したいという消費者の選択の目安となるよう、パソコンの設計、製造からリユース・リサイクルに至るまで、環境に対する包括的な取組を表した環境ラベル制度。適合製品を三ツ星によって格付けしており、パソコンメーカーの団体である一般社団法人パソコン3R推進協会が運営する制度。</p>
	<p>JISマーク</p> <p>産業標準化法第30条第1項等に基づき、国に登録された機関（登録認証機関）から認証を受けた事業者（認証製造業者等）のみが、認証を受けたその包装等に表示することができるマーク。表取引の単純化のほか、製品の互換性、確保及び公共調達等に大きく寄与している。</p>
	<p>統一省エネラベル</p> <p>省エネ法に基づき、小売事業者が省エネ性能の評価や省エネラベル等を表示する制度。それぞれの製品区分における当該製品の省エネ性能の位置づけ等を表示している。☆の数が多いほど省エネ性能が高いことを示している。</p>
	<p>ノンフロンマーク</p> <p>統一省エネラベルでは、ノンフロン冷蔵庫にこのマークを表示することを定めている。</p>
	<p>燃費基準達成ステッカー</p> <p>自動車の燃費性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、一般消費者の選択を通じ燃費性能の高い自動車の普及を促進するため、自動車メーカー等の協力を得て、省エネ法で定める燃費目標基準値以上の燃費の良い自動車に貼付。</p>
	<p>低排出ガス車認定</p> <p>自動車の排出ガス低減レベルを示すもので、自動車製作者の申請に基づき国土交通省が認定している制度。</p>
	<p>低燃費タイヤ統一マーク</p> <p>転がり抵抗性能の等級がA以上でウェットグリップ性能の等級がa～dの範囲内にあるタイヤを「低燃費タイヤ」と定義し、統一マークを表記して普及促進を図る。</p>

環境ラベル	内容
 	<p>エコユニフォームマーク</p> <p>日本被覆工業組合連合会が制定したマーク。このマークは、グリーン購入法の判断基準に適合したユニフォームウェアやスクールウェア等に添付するもの。</p>
	<p>PETボトルリサイクル推奨マーク</p> <p>使用済みPETボトルのリサイクル品を使用した商品につけられるマーク。</p> <p>PETボトルメーカーや原料樹脂メーカーの業界団体であるPETボトル協議会が運営する制度。</p>
	<p>フレイムマーク</p> <p>環境と安全に配慮し、一定の環境に関連する基準を満たすベッドフレームに表示されるマーク。全日本ベッド工業会が運営する制度。</p>
	<p>衛生マットレス</p> <p>衛生マットレスは全日本ベッド工業会で定めた「マットレスの環境基準」(ホルマリン溶出量や抗菌防臭加工や厳選された材料(フェルト類は未利用繊維使用,「ウレタンフォームの発泡剤」にはオゾン層破壊の物質を含まない)等の厳しい基準)をクリアしたマットレスにのみ付けられている安心のマーク。</p>
	<p>日本ウインドウ・フィルム工業会エコラベル</p> <p>グリーン購入法における基本方針にある日射調整フィルム等の判断の基準を満たした製品に表示するマーク。</p>

環境ラベル	内容
 	<p>再生紙使用マーク</p> <p>「3 R活動推進フォーラム」の前身である「ごみ減量化推進国民会議」によって、再生紙の利用促進・普及啓発をしていくためのシンボルマークとして定められた。</p> <p>古紙パルプがどのくらい配合されているのかが一目で判るようにしたもので、申請や届出は不要で、誰でも自由に無料で使用できるが、表示の際は以下に十分注意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古紙パルプ配合率は製紙メーカーや印刷会社と確認の上、正しい数字を表示すること。 ・再生紙を使用した印刷物等に刷り込んで表示し、コーティング加工した紙等、再生紙に利用できない紙や、他の素材と複合をした紙（段ボール等）に対しては使用しないこと。 ・表紙と中面で古紙パルプ配合率の違う紙を使用している場合は、両方の古紙パルプ配合率を表示すること。 ・古紙パルプ配合率を示した数値・文言、説明とあわせて表示すること。 ・マークの形は崩さないこと。ただし、文字の大きさ、色は自由。
	<p>植物油インキマーク</p> <p>植物油インキマークは印刷インキ工業連合会が定めた、植物油を使用した印刷インキに表示できるマーク。植物油とは、再生産可能な大豆油、亜麻仁油、桐油、ヤシ油、パーム油等植物由来の油、及びそれらを主体とした廃食用油等をリサイクルした再生油で、植物油インキとは、インキ中に含有する植物油、または植物油を原料としたエステルとの合計が、含有基準量以上のインキ。</p>
	<p>N L マーク</p> <p>印刷インキ工業連合会独自の自主規制。環境影響、労働安全、人の健康に対し適切でない化学物質を使用しない印刷インキに貼付できるマーク。</p>